

平成30年第6回

2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会

議事日程

平成30年8月21日（火曜日）午前10時開会

日程第 1 開会

日程第 2 委員長挨拶

日程第 3 証人尋問 御宿町長 石田義廣氏

日程第 4 閉会

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席委員（6名）

委員長	瀧口義雄君	副委員長	貝塚嘉軼君
委員	石井芳清君	委員	滝口一浩君
委員	大野吉弘君	委員	北村昭彦君
議長	大地達夫君		
証人	石田義廣君		

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長 吉野信次君 主 事 鶴岡弓子君

◎開会の宣告

○事務局長（吉野信次君） それでは、事務局より報告させていただきます。

本日の会議ですが、御宿町議会委員会条例第14条の規定に基づく定足数に達していることをご報告させていただきます。

それでは、委員長、議事の進行をお願いします。

○委員長（瀧口義雄君） 皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから第6回2018年日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会を開会いたします。

◎委員長挨拶

○委員長（瀧口義雄君） 傍聴人に申し上げます。

本日は、御宿町議会委員会条例第17条により傍聴の許可をしておりますが、傍聴にあたっては傍聴規則により、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話の類は使用できませんので、電源をお切りください。

報道関係者に申し上げます。

場内の撮影につきましては、冒頭の証人の宣誓まで、写真等の撮影のみ許可いたします。

また、報道関係者及び傍聴人に申し上げます。

会議中の写真、動画等の撮影、録音等は禁止いたします。

なお、議会日より編集のための会場内の撮影も同様とします。

(午前10時00分)

◎証人尋問

○委員長（瀧口義雄君） 本日の日程は、百条調査権に基づく証人尋問でございます。

これより、本委員会に付託されました調査事件について調査を行います。

2018年日本・メキシコ学生交流プログラム事業に関する事項について、証人から証言を求めます。

本日、出頭を求めました証人は、御宿町町長、石田義廣君です。

(証人入出・着席)

○委員長（瀧口義雄君） 証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会にご

出席いただきましてありがとうございます。

調査のためにご協力をいただきますようお願い申し上げます。

調査を始める前に証人に申し上げます。

証言の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法に関する法令の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合は、これを拒むことができることになっております。

すなわち1、証言が証人、証人と配偶者、四親等内の血族若しくは三親等内の姻族の関係にあり、若しくはあった者、または証人と後見人と被後見人の関係ある者が刑事訴追を受け、若しくは有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、又は証言がこれらの者の名誉を害する事項に関する場合、2、公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合、3、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けた場合、4、技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、そのよし申し出をお願いします。

これら以外の場合には証言を拒むことはできません。

もしこれらの正当な理由なくて証言を拒んだときは、6箇月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち証人、証人の配偶者、四親等内の血族若しくは三親等内の姻族の関係にあり、若しくはあった者、又は証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。

それ以外の場合に宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3箇月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道関係者を含め、一同、ご起立をお願いします。

石田証人、宣誓書の朗読をお願いします。

○証人（石田義廣君） 宣誓書。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

平成30年8月21日、証人、石田義廣。

○委員長（瀧口義雄君） 皆さんご着席ください。

証人は宣誓書に署名、捺印をお願いします。

写真等の撮影はここまでです。録画は認めておりませんので、よろしくをお願いします。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと。また、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、こちらが尋問しているときは着席のままです。お答えの際には、起立し発言をお願いします。

委員各位に申し上げます。

本日は、2018年日本・メキシコ学生交流プログラム事業に関する重要な問題について証人より証言を求めるものでありますが、不規則発言等、議事の進行を妨げる発言のないようご協力をお願いいたします。

また、委員の発言につきましては、証人の人権に充分留意されるように、特に私からご要望いたします。

暑かったら上着を脱いで結構です。

それでは、始めます。

証人の公職経歴を、簡単でいいですから教えていただきたいと思います。役場、議員、町長。

○証人（石田義廣君） 役場に長く勤めさせていただきまして、その後、退職後、町議会議員をおよそ1年間務めさせていただきました。その後に、平成20年12月であったと思いますが、町長選挙に立候補いたしまして、当選をさせていただきました。これまで2期終わりをまして、今、3期目に入っております。そのような職歴がございます。

○委員長（瀧口義雄君） 次に移ります。

参加費2,650USドルについて。2017年の参加費用は1万8,000円でした。2018年の参加費は約30万円です。空港運賃を差し引いても、約10万円以上の参加費がかかることになっています。金額を大幅に上げ、今までと内容を変えているようですが、今までと同じ内容、金額ではいけなかった理由を教えてください。

○証人（石田義廣君） 一つ、聞き取れない部分がありましたけれども、昨年が1万8,000円とおっしゃいましたか。

○委員長（瀧口義雄君） 質問は、聞き取れない部分だけはお答えします。

2017年度の参加費用は1万8,000円でした。参加費として納めたのは1万8,000円でした。

○証人（石田義廣君） 昨年の参加費は1万8,000円ではございません。

○委員長（瀧口義雄君） 私はこの違いを聞いているので、お答えください。

○証人（石田義廣君） それでは違いを申し上げます。

昨年は、参加されている学生から1,300ドルをご負担いただいているということでございます。そういう中で、昨年と大分違いますが、このことにつきましては、前回もお答えを申し上げましたけれども、一つには航空運賃がかなり上がっているということ。そして、今年と昨年を比較いたしましたして違いは、この募集あるいは選抜にかかわる人件費、経費と、あるいは広告等の経費がこの参加費の中に含まれておりますので、そのように変化が出てきてございます。

○委員長（瀧口義雄君） 理由なく変更したのはどういうことでしょうか。

○証人（石田義廣君） これはですね、現地における——メキシコにおける募集等に関しまして、かなり少ない費用で行っており、内容的にはかなりのボランティア部分があったということで、そういうことで現地をお願いしております責任的立場の方のご意見で、やはりこの事業については重要な事業なので、しっかりとそのような人件費、あるいは広告費用等もと、参加費用の中に盛り込んでもらいたいというご意見、ご希望がありましたので、そのようにさせていただいたところでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 学生が、5月上旬に参加費用を払った後、6月上旬まで募集の掲載が変わらない状態で公表されていたのは理解していますか。ホームページの募集内容は変わらなないと、変わっていなかったという質問であります。

○証人（石田義廣君） 内容はそのようなことであったのではないかと思います。

○委員長（瀧口義雄君） 平成30年度3月定例議会で、本プログラムの予算が削除され、修正可決したことは理解していますね。もう一度読みましょうか。平成30年度3月定例会で、本プログラムの予算が削除され、修正可決したことは理解していますか。

○証人（石田義廣君） はい、十分に理解しております。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムは、3月定例会議で予算策定をされた事業に、千葉工業大学を参加させたのかという質問です。

○証人（石田義廣君） この事業は、町にとっても、私が……

○委員長（瀧口義雄君） そうではありません。証言は質問の範囲を超えないでいただくと。参加させたのですかという で質問しています。理由はまた。

○証人（石田義廣君） 何回かの協議の中で、ご協力をお願いしたと思います。

○委員長（瀧口義雄君） 参加させたということですね。

○証人（石田義廣君） ご支援、ご協力をお願いしたということです。

○委員長（瀧口義雄君） 2月1日の業務委託契約で、学生募集選考の業務を委託しています。3月定例会議では、一般会計予算の中では、本プログラム予算の中で学生選考代17万円が予算請求されています。町長は、募集の参加費を、合格学生から学生選考代として徴収すると答弁がありました。予算査定も、同じ2月に行っており、二重に要求していることになっているのはどうしてでしょうか。

○証人（石田義廣君） 恐れ入ります。委員長さんのおっしゃることがよくわかりません。理解できません。

○委員長（瀧口義雄君） 3月7日の石田町長から提案した平成30年度一般会計予算案に、学生募集選考業務委託費17万円が計上されております。

○証人（石田義廣君） このことにつきましては、例年、これまで4回行いまして、17万円という謝礼をお支払いしておりますので、それに準じてここに掲載されたと考えております。

○委員長（瀧口義雄君） よろしいですか。

石田町長が、3月7日に提案していました学生募集業務委託費17万円の内訳をお答えください。予算案にのっておりました。書類を見て結構ですよ、なかったら。

○証人（石田義廣君） このことにつきましては、謝礼ということで、関係者に現地で募集等の準備のため、謝礼ということでご提案したと考えております。

○委員長（瀧口義雄君） 再度聞きますけれども、業務委託契約というのは学生募集等々入っております。2月1日に契約したというものを、なぜ、一般会計予算で同じものを提案したのですかという質問です。2月1日に業務委託契約をしております。この業務の内容は、本人が、町長自身また証人自身が締結したものです。それらの業務委託の内容は、私のほうで申し上げるべきものではありませんので、それと同じ募集委託費が17万円計上されているということはどういうことですか。もう一度申し上げますか。2月1日に契約済みのものがダブるになっているということですよ。一つは、2月1日に業務委託契約をしてあった、学生選考募集の、それで、3月7日に同じものが議会に提案されている。その説明をしていただきたい。

○証人（石田義廣君） この契約書の中身につきましては、確かにご指摘のとおりだと思います。

すが、その時点で、なかなか明確な部分が供出できなかつたというようなことは言えるかなと思います。その点をご指摘のとおりではないかと思ひます。

○委員長（瀧口義雄君） 再度聞きます。業務委託契約は7月11日付、7月25日に大地議長に提出されて契約書として町長が署名しております。それが業務委託契約で、2月1日に契約したということになっております。石田町長から大地議長に提出された書類の中に含まれております。それでは、条例の条文を事務局長に読み上げさせます。業務委託契約の条文を読んでもください。

○事務局長（吉野信次君） それでは、業務委託契約書の一部を読ませていただきます。

御宿町（以下、甲と言う。）と、特定非営利法人プレ・テキスト（以下、乙と言う。）とは、甲の主催する日本メキシコ学生交流プログラム（以下、本件プログラムと言う。）事業に関し、以下のとおり、2018年2月1日契約を締結したことを確認する。

以上です。

○委員長（瀧口義雄君） 大地議長に提出された石田義廣町長からの書類であります。議会には石田義廣町長から予算案として計上されたこれがのっております。契約した事項は、なぜ、同じ人物が予算案を提供するのですか。

○証人（石田義廣君） 細かいことですが、17万円につきましては、昨年、一昨年と同じような内容でお支払いがされていると思ひますが、謝礼ということで予算計上されていると思ひます。そういうことで、この契約にありますのは謝礼ということではございませんで、人件費としてございますので、その辺は私も謝礼と人件費の違いはどうかということもございと思ひますけれども、人件費としての契約という記載にはなっております。

○委員長（瀧口義雄君） もう一度聞きますけれども、人件費とは一言も予算案に書いてありませんよ。業務委託費となっております。同じ業務ですよ。

○証人（石田義廣君） この契約書の第4条に人件費と記載されておりますので、人件費に関するについて契約を委託されたということです。

○委員長（瀧口義雄君） 契約されているものを、どうしてダブルで御宿町議会に提案したんですかという、最初からの質問です。

○証人（石田義廣君） 謝礼ということは、今おっしゃいましたように、繰り返しますが、昨年、一昨年とお支払いが上がっております。そういう中で、人件費についてはこの契約書に規定しておりますが、謝礼については特にこれを見ておりませんので、予算額を通ったとすれば、その支払いができるのかな、あるいはそこでなくなるとか、予算を削除されましたので、その

先はございませんけれども、そのようにいたしております。

○委員長（瀧口義雄君） 同じ業務委託費で、支払いも業務委託費の中に入っております、町の予算では。それが同じにのっているということは何ですかという、両方にのっていることを認めたらダブルの請求になりますよ。

○証人（石田義廣君） この業務委託につきましては、今年度このような形式をとらせていただいていたということで、このような形式というのは、現地において参加料から人件費とか、あるいは広告、募集の費用とかを入れさせていただいていることで、このような契約を結ばせていただいたということがございました。謝礼については、今までどおり、昨年、一昨年と行ってきましたので、そのように掲載させていただきましたが、昨年、一昨年については業務委託契約というのは結んでおりません。

○委員長（瀧口義雄君） 謝礼がその業務委託費の中に入っていないということでよろしいんですね。

○証人（石田義廣君） その点に関しまして、この資料を提出させていただきました。資料につきましてお手元にございますか。資料の6でしょうか、ここに謝礼と書いてありますけれども、これは人件費に訂正させていただきたいと思います。

○委員長（瀧口義雄君） 提出された書類を訂正すると、この場でそういうことですか。そうしましたら、契約書自体を訂正するという認識ですか。これは向こうから送られてきた書類でございます。今、証人が述べたことと全く違った形になりますけれども、それでよろしいんですね。

○証人（石田義廣君） この6の中の資料ですね、人件費について謝礼とございますが、これは今までの経験上、違いますので、この部分は人件費に訂正させていただきたいと思いますが、契約の内容云々につきましては訂正ということではございません。

○委員長（瀧口義雄君） 謝礼と人件費の違いを教えてください。

○証人（石田義廣君） 一般的には、謝礼というのは一般会計においては報償費として扱われております。人件費は人件費として扱っているのではないかと思います。

○委員長（瀧口義雄君） そうしましたら、3月議会に提案された、これは業務委託費でございます。これを否定なさるんですか。

○証人（石田義廣君） これまで、現地の、昨年までですね、現地のいろいろな業務につきましては、契約を結んでおりませんので、現地サイドでいろんな事業をしていただいた中で謝礼として支出してきたということでございまして、そのように理解しております。

○委員長（瀧口義雄君） ミカドトラベルの社長も謝礼ですか。人件費ではないんですか。

○証人（石田義廣君） 私は人件費として理解しております。

○委員長（瀧口義雄君） 掲載の書類を見ていただきたいと思います。要するに、本人が予算査定をしております。そういう中で学生募集のほうには人件費と入っております。

これで、次に移ります。

2月時点で募集掲載された参加費にも、中級日本語コース教材含むや、公式日程の参加費、ホームステイ費用、日本国内の移動交通費が記載され、いずれも平成30年度に一般会計予算提案となった本プログラム予算に計上されており、二重請求となっております。これについて説明してください。

○証人（石田義廣君） このことにつきましては、前回も申し上げましたが、参加費2,650ドルをお支払いすれば、今委員長さんがおっしゃられました幾つかの項目についても、全体のこの事業について対応を受けることができるという意味で計算したということですが、非常に誤解といたしますか、含むと書いてありますので、その点についてある時期に訂正をさせていただいたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） これは町長査定を終わって提案されたものです。2月13日、2月16日、3月6日に証人自身が町長査定をして提案されたものです。お答えください。

○証人（石田義廣君） 前回も申し上げましたけれども、この内容につきましては、そのように、当時私も、現地の担当される方においても、全く、重複という考えがございませんが、日本語的な理解を少しなかなか行き届かないような、あったように思われますが、このような経費を含むということで、参加すれば、このような内容ができるということで掲載をさせていただいたということです。

○委員長（瀧口義雄君） 今、証人が答弁されましたけれども、対応が含むという中で、それでは2,650USドル、対応を含んだんですか、その費用の中に。3月7日の答弁では一切入っておりませんけれども。2,650USドル、1人学生からあって、掛ける10人ですね、それが今答弁されたように、費用に含まれているのですか。3月7日の答弁では一切含まれておりませんでした。再三申しますように、これは町長査定をして町長が自ら提案したものでございます。議会の、3月7日の前に、3月6日、町長査定の決裁日です。

○証人（石田義廣君） 今申し上げましたように、2,650ドルをお支払いした中では、今そこに記載されてあります内容についても、支出はその中には入っておりませんけれども、主催者側の、あるいはこのたびはスポンサーといたしますか、ご支援される方々によって経費が支出さ

れましたから、そういうことで、全くダブるということではございません。

○委員長（瀧口義雄君） ホームページに、今私が読み上げたものは含まれると書いてあります。それで、8月7日の証人の答弁には、一切経費、計算しても入っておりません。含まれておりません。それについてお答えください。石田町長として予算提案をして、3月6日に町長決裁をしております。同じ人が責任者でございます。同じ責任者でどうして違うのかという説明をしていただければと思います。

○証人（石田義廣君） これも繰り返しますが、その対応につきましては、この2,650ドルの中には含まれていないということで、確たる時期に訂正をお願いいたしたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） それは、予算要求をする前ですか、した後ですか。

○証人（石田義廣君） 訂正したのは、予算要求の後でございます。

○委員長（瀧口義雄君） そうしたら、同じ時期にダブルで請求しているということになります。

次に移ります。今、答弁がありましたけれども、先日の証人尋問で、参加費用の内訳を修正したと答弁がありました。今もありました。修正はどういう理由でしたのですか。もう一度言いましょうか。修正はどういう理由でしたのですか。

○証人（石田義廣君） そこに書いてございますホームステイの費用とか、あるいは国内における交通費とか、そういうものについては2,650ドルの中には含まれていないというふうで修正をさせていただいたと。

○委員長（瀧口義雄君） どのように修正を公表したのですか。

○証人（石田義廣君） このことにつきましては、2018年プログラム参加料金2,650U S ドルについて、以下の費用は含まれております。登録費、往復国際線航空費について予約及び手配は旅行会社を通じております。括弧書きです。これはですね……

○委員長（瀧口義雄君） 要するに聞いた範囲で答えてください。私は、どのように修正を公表したのですかという質問です。

○証人（石田義廣君） 交流プログラム側のスポンサーが負担する費用として、日本国内の移動交通費、4週間分の中級日本語コース料金、教材、公式日程中の参加経費、滞在ホームステイ用、このように修正されております。

○委員長（瀧口義雄君） 質問の趣旨がわかっていないようですけれども、もう一度申し上げます。修正を公表したのですかという質問です。

- 証人（石田義廣君） 修正を公表しております。
- 委員長（瀧口義雄君） 公表はどのような形でしたんですか。いつしたんですか。
- 証人（石田義廣君） これはインターネットのメールによって掲載されておまして……今年の6月20日でございます。
- 委員長（瀧口義雄君） 6月20日に修正を公表したということで伺っております。御宿町で掲載しているホームページの内容をいつ修正したのですか。
- 証人（石田義廣君） 現在、手元にその資料はございません。
- 委員長（瀧口義雄君） 先ほど、予算を聞いたとき、それ以降だという答弁がありましたけれども、いつごろですか。御宿町で掲載しているホームページの内容をいつ修正したのですか。
- 証人（石田義廣君） 曖昧な答弁は控えさせていただきたいと思います。
- 委員長（瀧口義雄君） 修正は誰がしたんですか。
- 証人（石田義廣君） 同じお答えでございます。
- 委員長（瀧口義雄君） 答弁を拒否するということですか。
- 証人（石田義廣君） そのことに関する答えは、現在、はっきりと把握しておりませんので、お答えは控えさせていただきます。
- 委員長（瀧口義雄君） ホームページは、6月20日までという話がありましたけれども、先ほどの答弁では6月20日という数字が出ておりますけれども、証人自身が答えた言葉ですけれども。
- 証人（石田義廣君） 現地から御宿町の私のほうへのメールの連絡によりまして、6月20日に送付がされてきたという記憶がございます。
- 委員長（瀧口義雄君） 参加学生には参加費用の修正を、いつどのように誰が伝えましたか。内容が異なっておりますので。
- 証人（石田義廣君） このことにつきましては、詳細については伺っておりませんが、現地の担当の方に——元書記官の方にしていただいたと理解しております。
- 委員長（瀧口義雄君） 伝えた事実を証明していただきたい。大変重要な問題でございます。
- 証人（石田義廣君） 記憶が定かではありませんが、そのときに、その担当者の方から、このように皆さんにお伝えしたというようなことではなかったかなと思っております。
- 委員長（瀧口義雄君） メールと言いましたけれども、いつメールを受け取ったんですか。
- 証人（石田義廣君） 記憶によりまして、6月20日となっております。
- 委員長（瀧口義雄君） 6月20日に修正のメールを受け取ったということで理解してよろし

いですか、はい。

合格学生の参加費で本プログラムの学生募集選考費が賄われていることも説明しましたか。

○証人（石田義廣君） 詳しい状況は伺っておりませんが、このことについての何か疑問とかクレームとか、そういうものは全くありませんということは聞いております。

○委員長（瀧口義雄君） 私の尋問は、合格学生の参加費2,650 U S ドルで学生募集選考人件費が賄われていることを説明しましたかという質問でございます。

○証人（石田義廣君） このことは、前の尋問にも関連いたしますが、このような事業をいたすときに、内容的にはこうですけれども、その費用が人件費とか何かに充てられるとか……

○委員長（瀧口義雄君） 証人、質問に答えてください。説明しましたかという質問でございます。

○証人（石田義廣君） 現地の担当者からによりますと、そのようなことは説明しなくていいと言っておりましたから、説明しなかつただけです。

○委員長（瀧口義雄君） 参加学生は、参加費の内訳を知らないままということでもよろしいですね。

○証人（石田義廣君） 参加学生は、諸々のこの2,650ドルをお支払いした中で、先ほど申し上げましたけれども、記載されております全ての事業内容について、サービスを受けることができるかと理解しておると思います。

○委員長（瀧口義雄君） 業務委託契約書についてお聞きします。本プログラムの事業費は、平成29年度予算に計上されておりましたか。

○証人（石田義廣君） 平成29年度につきましては、町が主催ということで事業を実施してましたので、このことに関する事業費は29年度の予算に計上されておりました。

○委員長（瀧口義雄君） 今、本プログラムと言いましたけれども、前に、8月7日に言っておりますけれども、2018年のプログラム事業です。今、証人が答えたのは2017年のことで、私の聞いているのは2018年日本・メキシコ学生交流プログラム事業の事業費は、平成29年度予算に計上されておりましたかという質問です。

○証人（石田義廣君） 全く計上されていないと思います。

○委員長（瀧口義雄君） 業務委託書について、町の業務を委託するという事で間違いありませんか。

○証人（石田義廣君） 間違いありません。

○委員長（瀧口義雄君） 第2条で、委託する内容が記載されていますが、（1）から（4）

で間違いありませんか。書類ありますか。

○証人（石田義廣君） 間違いありません。

○委員長（瀧口義雄君） 参加料は、学生1人幾らでしたか。

○証人（石田義廣君） 2,650ドルです。

○委員長（瀧口義雄君） （4）で、町が委託して参加料を徴収させました。このお金は、町が雑入で取り扱うもので間違いありませんか。

○証人（石田義廣君） そのような理解は全くしておりません。

○委員長（瀧口義雄君） 理解をしていない根拠を説明してください。

○証人（石田義廣君） この参加料につきましては、基本的に公金ではありません。

○委員長（瀧口義雄君） 町が事業を委託したということで、今、間違いありませんという答弁をいただきました。町が委託して料金を集めるものが公金ではないという根拠を説明してください。

○証人（石田義廣君） 町が主催する、あるいは事業を委託する等について公金ではないということにつきましては、一般的には公金の定義というのは、一般に地方公共団体がその目的を達成するための作用を行うにあたって用いる金銭をいまして、具体的には当該地方団体における歳計現金（歳入歳出に属する現金）、基金に属する現金、歳入歳出外現金及び一時借入金から成っております。公金とは何かということについて、このように——これは一般的な定義でございますが、このような状況には全く、この参加料は当てはまらないと考えております。

○委員長（瀧口義雄君） 町が委託した業務でございます。この受託業者が参加費を徴収することは公表していますか。

○証人（石田義廣君） これは、この業務委託に書いてございますように、このNPO法人が徴収していただいたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 私が聞いているのは、徴収することを公表していますかということです。

○証人（石田義廣君） これはたしか前回のご質問にもございましたが、委託契約に関する内容の事と同一の質問ではないかなと思いますけれども、このことについては、各参加された方については当然のことながらご連絡しておりましたけれども、現地でどのような公表の仕方をしたのかは、私は現時点で把握しておりません。

○委員長（瀧口義雄君） 現地ではなくて、これは発注者は御宿町でございます。

局長、地方自治法施行令第158条をお読みください。

○事務局長（吉野信次君） それでは、地方自治法の施行令第158条を読ませていただきます。

次の各号に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められた場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。1、使用料。2、手数料。3、賃貸料。4、物品売払代金。5、貸付金の元利償還金。第2号としまして、前号の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入と納税義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

以上です。

○委員長（瀧口義雄君） 合格した10名の学生から集めたお金で、学生募集選考の人件費、募集経費全てを賄っているということは間違いありませんか。

○証人（石田義廣君） 間違いありません。

○委員長（瀧口義雄君） （4）精算は、学生から集めた町のお金を使用した、いわゆる町の支出をさせたということで間違いありませんか。

○証人（石田義廣君） 全く間違いになります。

○委員長（瀧口義雄君） 理由を言ってください。

○証人（石田義廣君） 先ほど、事務局が読み上げましたが、このお金は公金ではなく、町の歳入に値する公金ではありませんので、先ほどの施行令あるいは前回出ておりました、地方自治法第243条という公金では全くございません。

○委員長（瀧口義雄君） 再度聞きます。

町が正式な業務委託をした事業で発生した参加費を、当該法人に徴収させたということが、町のお金ではないという説明を再度していただきたい。

○証人（石田義廣君） この参加費につきましては全く公金ではありません。町が主催したり、実行したりする中で、いろいろとやはり公的な事業でありますので大事に扱うことは当然のことではありますが、公金という定義については、今委員長さんがお伺いになった趣旨とは見解を全く異にしております。

○委員長（瀧口義雄君） 見解を異にするのは個人の自由でございますけれども、私が聞いているのは、町が事業主体で、法人にお金の徴収を委託したということです。それがなぜ公金ではないのかと、町のお金ですね、ないのかという質問です。

○証人（石田義廣君） これは公金でないということで、町が委託したから公金だというのは非常に私は理解しかねますし、またいろいろなケースがございますので、公金の定義というの

は、基本的には、先ほど申し上げましたとおりです。町に歳入された現金が公金であると。これは参加料でして、現地で徴収をお願いしたということですので、公金ではないと思います。

○委員長（瀧口義雄君） 現地で徴収したお金が町に入る、歳入として入る。そのための徴収委託ではないですか。

○証人（石田義廣君） この参加料については、町に歳入すべき現金ではないと、公金ではないと思います。

○委員長（瀧口義雄君） これは石田町長ご本人がホームページで、御宿町主催の事業とうたっています。その主催の事業に資する参加費でございます。それが違うということを説明していただきたい。

○証人（石田義廣君） 事業を主催してお金を集めると、それが即、公金だということでは全くないと思います。

○委員長（瀧口義雄君） 契約書に、御宿町の事業を委託するということは先ほどご答弁いただきました。2条。御宿町の事業費であると。それで、第2条に、徴収を委託してあります。再度。

○証人（石田義廣君） 徴収を委託しても公金ではありません。

○委員長（瀧口義雄君） 理由を、条例で述べていただけないでしょうか。これは法律、条例、規則で話している話でございます。

○証人（石田義廣君） 先ほど申し上げましたけれども、公金に関する定義というのは、先ほど申し上げましたとおりでございます。実際に町が主催、あるいはいろんな事業を行う中で、お金を集めてその現地において徴収、分配するというようなことは非常にいろんな事業で見られますけれども、それを公金扱いにはしていないケースはいろいろとあると思います。これは、日本の中に来日して離日するまでは、こちらの主催のいろんな事業で、主催者側がいろんな事業を——業務を行いました。現地における、メキシコにおいては、このように現地の皆様方をお願いして、航空運賃とか、あるいはもろもろの業務についてお願いしてきたという、これまでも同じパターンできていますので、全くこれは町の歳入に入れるべき公金ではないと考えています。

○委員長（瀧口義雄君） 質問しているのは、町が徴収を委託したお金が公金ではない、町に入るべき収入ではないという、その説明を再度していただきたいと。

○証人（石田義廣君） 先ほど申し上げました公金に関する定義に当てはまっていないからで

あります。

○委員長（瀧口義雄君） 再度、その定義を答弁してください。

○証人（石田義廣君） 公金とは、一般に地方公共団体がその目的を達成するための作用を行うにあたって用いる金銭をいいまして、具体的には当該地方団体における歳計現金（歳入歳出に属する現金）、基金に属する現金、歳入歳出外現金及び一時借入金から成る、これが一般に言う公金の定義であると理解しております。

○委員長（瀧口義雄君） 答弁のとおりだと思っております。このお金を私人に支出したことの法的根拠は何ですか。私人というのは法人のことです。

○証人（石田義廣君） これは、この業務を遂行するにあたりまして、このようなことが必要だということで業務委託契約をしてお願いをしたということでございます。公金ではないということの前提でございます。

○委員長（瀧口義雄君） 法的根拠を聞いておりますけれども。

○証人（石田義廣君） 何度も繰り返しますが、今申し上げました法的な公金の定義に当てはまらないということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 次に移ります。

2月1日の口頭での契約書の相手は誰ですか。業務委託契約しましたね、お答えになっていきますけれども。

○証人（石田義廣君） NPO法人、特定非営利活動法人プレ・テキストスの実際的な実行上の責任者であります元メキシコ大使館の書記官の方でございます。

○委員長（瀧口義雄君） わかりました。

元書記官とプレ・テキストス、今言われました当該法人の関係を教えてください。役職、地位、入社日、その3点をお願いします。

○証人（石田義廣君） 前にも少し触れましたけれども、このNPO法人のここに書かれてあります代表者につきましては……

○委員長（瀧口義雄君） 質問に答えていただきたいと思います。役職と地位と入社日の3点を聞いているだけですから。

○証人（石田義廣君） 元メキシコ大使館の書記官につきましては、今、自由な立場で、特に役職は持っておりません。そういう中で、入社ということではなくて、このNPOに雇われているということです。

○委員長（瀧口義雄君） 入社していないということですね。

○証人（石田義廣君） このNPO法人で働いているということでございますので、ただ、期日は、入社の一——入社といいますか、働き始めた期日は明確には把握しておりません。

○委員長（瀧口義雄君） 要するに、法人に会員として入っていないということでよろしいんですね。

○証人（石田義廣君） 今申しあげましたこの方は、会員には入っておりません。

○委員長（瀧口義雄君） そうしましたら、この契約、この責任者という考えでよろしいんですか、今、2月1日に契約いたしましたね、業務委託契約、この責任者という立場でよろしいんですか。

○証人（石田義廣君） 少し、前にも申しあげましたけれども、この契約の該当者は今申しあげました実行的責任者の母親でございます。そういうことで、実際に活動する実行責任者としては元書記官の方でございます。

○委員長（瀧口義雄君） 5条を読んでいただきたいと思います。契約書の5条を読んでください。

○事務局長（吉野信次君） それでは、第5条、乙は、甲より、本件業務の遂行状況について報告を求められた際に、甲に対し、速やかに電子メールまたは書面により報告しなければならない。

以上です。

○委員長（瀧口義雄君） 業務委託契約書第5条に、メールでのやりとりで業務報告することになっておりますが、これでよろしいですか。

○証人（石田義廣君） ここに記載してあるとおりです。

○委員長（瀧口義雄君） 7月25日に提出された役場担当者から元一等書記官に充てた3月22日付のメールによれば、町議会において、本プログラムの予算がなくなったため、本プログラムを実施できなくなったことが記されています。このメールの返信では、元一等書記官が承知し、中止の記載をされています。まず、事務局長、メールを読み上げてください。

○事務局長（吉野信次君） それでは、3月22日に送られた役場担当者からのメールを先に読ませていただきます。

町長から聞いているとは思いますが、2018日本・メキシコ学生交流プログラムに係る予算は、一昨日の議会にて否決されましたので、本プログラムを実行することができなくなりました。早急にホームページで募集を消していただきますよう、よろしく願いいたします。

その返信といたしまして、3月22日ですね、1日、現地だとおくれていると思いますが、そ

の日にちで来ております。

承知しました。ホームページを消すのはできません。今まで募集を見た学生がいきなり消えたページに困りますので、そこは、今年度プログラムは御宿町役場の都合で中止となりましたと書きます。既に申請書を用意している人が多いですから。残念です。

以上です。

○委員長（瀧口義雄君） このメールのやりとりについては、これでよろしいですか。

○証人（石田義廣君） このメールにつきましては、当時の担当者をご自分で判断してそのように送り、また受けたとっております。

○委員長（瀧口義雄君） 判断とかそういう形で聞いておるのではなくて、このメールでよろしいですか。内容を聞いているわけではありません。

○証人（石田義廣君） この件は事実でございます。

○委員長（瀧口義雄君） 時間を過ぎましたので、20分まで休憩といたします。

(午前11時02分)

○委員長（瀧口義雄君） 休憩前に続けます。

(午前10時51分)

○委員長（瀧口義雄君） 事務局長、業務委託契約書第7条をお読みください。

○事務局長（吉野信次君） 第7条、甲または乙は、相手方の当事者に以下の事由が生じた場合には、相手方当事者に催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本件プログラムの実施が不能となったとき。(2) 本契約の目的を著しく損なう、または本契約に著しい違反が認められたとき。(3) その他、本契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき。

以上です。

○委員長（瀧口義雄君） 3月定例会で本プログラムの予算が削除され、事業がなくなったことが、(1) または (3) の事由による契約解除の要件が満たされているのではないですか。

○証人（石田義廣君） この第7条(1)及び(3)の条件は、全く私は満たされていないと思います。

○委員長（瀧口義雄君） 相手方当事者への催告を要することなく、直ちに本契約を解除と、記載してあります。もう一度、メールをお読みください。

○事務局長（吉野信次君） それでは、メールを読ませていただきます。

町からのメールです。町長から聞いているかとは思いますが、2018日本・メキシコ学生交流プログラムに係る予算が、一昨日の議会にて否決されましたので、本プログラムを実行することができなくなりました。早急にホームページの募集を消していただきますよう、よろしくお願ひします。

一等書記官のほうからのメールです。承知しました。ホームページを消すのはできません。今まで募集を見た学生がいきなり消えたページに困りますので、そこは、今年度プログラムは御宿町役場の都合で中止となりましたと書きます。既に申請書を用意している人が多いですから。

以上です。

○委員長（瀧口義雄君） 相手方、当事者への催告をなくということで、相手方、元書記官から承知しましたというメールが届いております。そして、メールも契約上、認められるということです。

次に移ります。

外務省に提出した後援申請書類は、誰が作成しましたか。提出書類にありましたね。

○証人（石田義廣君） 主には私自身がいたしました。産業観光課が担当でございますので、いろいろ協議、助言、あるいは作成しました。

○委員長（瀧口義雄君） 産業観光課の助けを受けて、後援申請書類をつくったということでよろしいですか。

○証人（石田義廣君） そのとおりであります。

○委員長（瀧口義雄君） 2月1日締結の業務委託契約書第4条に、学生から集金した参加料を航空チケット、学生募集に要した人件費や実費等の経費の一切を賄うことになっています。募集時点の参加内容、外務省に提出した実施要領の内容、3月定例議会での本プログラムの予算要求、千葉工大へ示した全体予算、これらの差が生じておりますが、どれが正しいものでしょうか。

○証人（石田義廣君） 委員長のおっしゃる差違というのがよくわかりませんが、外務省については、予算は——およその概算予算については、これについては平成30年度の町の求めた、私のほうでご提案させていただいた予算が計上されています。また、業務委託契約につきましては、このことにつきましては、2,650ドルについては、現地における参加料でございますので、今申されました幾つかの面については、同一のことではないと思っております。

○委員長（瀧口義雄君） 私の聞いているのは、差違が生じておりますが、どれが正しいのですかという質問です。

○証人（石田義廣君） 委員長がご指摘の、差違が生じているということは同一案件についての差違という理解をいたしますが、この内容が全然違いますので。

○委員長（瀧口義雄君） 千葉工大、学生募集がないです。定例議会では募集経費が入って17万円ということです。外務省に提出した学生募集費記載なしで約31万円です。もう一度申し上げます。外務省に提出した金額と、予算に提出した金額は同じですけれども、内容が違っております。内容の説明を求めます。

○証人（石田義廣君） 概算ということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（瀧口義雄君） 概算でも結構ですけれども、同じ231万円です。外務省、また3月定例の募集経費が同じでございます。そこで差違という言葉が出てきました。どうぞ。

○証人（石田義廣君） 項目によって幾分か差違が生じておりますが、一つの丸め方で少し差違が生じているのではないかと考えております。トータルは同額と理解しております。

○委員長（瀧口義雄君） その内訳を聞いておるんですけれども、外務省に出した文書でございますので。

○証人（石田義廣君） 外務省に出した内容と、予算提案させていただきました内容の比較ということで理解をしますが、よろしいですか。

○委員長（瀧口義雄君） はい。

○証人（石田義廣君） 外部委託コーディネーターの支払いが6万円というところでございますけれども、これは同一の支払いとなっております。ホームステイに関する支払いが、予算提案時には30万円となっておりますが、外務省に提出した内容については20万円。文化活動の支払いが、外務省に提出した内容については15万円となっておりますが、予算上については3万円となっております。これは、他の謝礼についても含まれていると考えております。文化活動の消耗品については5万円で、これは同一額となっております。食糧費が、外務省に提出した際には20万円となっておりますが、予算計上時のこの予算については9万円となっております。また、日本語講師の派遣委託については56万円となっておりますが、これは両者同一額でございます。研修センター及び学生寮の利用費ですね、使用料につきましては、予算計上時には90万8,000円となっておりますが、外務省に提出した内容については89万8,000円となっております。有料コートの使用料につきましては、予算計上時には使用料につきましては4万円となっておりますが、外務省提出については5万円となっております。このような内容でございます

が、トータルが231万8,000円の同一額でございます。

○委員長（瀧口義雄君） ホームステイで20万円とありますけれども、どういう積算をしたんでしょうか。

○証人（石田義廣君） このホームステイの費用につきましては、これまでの経験を踏まえますと、その年々で日数が違っております。長期間にわたるときもありましたし、非常に短かったときもありましたが、これについても、大体、来町される学生が10名というのはほぼ確定しておりますので、その10名の方を何軒でお受けいただけるか、例えばお一人一人だと10軒ということになりまして、こういう皆さん方が、例えば長期間ですね、例えば10日間から2週間ということになりますと、かなりの多額になりますけれども、ただ、1人1泊お願いする場合は3,000円ということで従来からやっておりました。そういうことで、このようなものが算出されております。

○委員長（瀧口義雄君） 今回は御宿町に4泊ということで、3,000円の計算でいくと、どうしても10名で数字が合わないんですけれども。

○証人（石田義廣君） 外務省に提出した内容及び当初の予算計上時には、これからということで、まさに予算の、今申し上げました内容についてお願いを申し上げたわけでございますが、結果的に、実際的には4泊ということで、かなり価格は——費用は減っております。

○委員長（瀧口義雄君） 減っていたとしても、3,000円という単価では20という数字は出てきませんけれども。

○証人（石田義廣君） このたびのホームステイの謝礼につきましては、10軒で4泊ということで、12万円という結果的な数字を受けておりますが、これが例えば1週間とか8日間という日にちになった場合には、やはり20万円前後にいきますので、そういうことであると思います。

○委員長（瀧口義雄君） 再度申し上げますけれども、3,000円の単位でどうしても20という数字は出てこないことを申し上げておきます。

次に、業務委託契約に係る事務手続についてお聞きします。

2月1日に本プログラムの実施を決定することは、役場内で誰と協議して決定しましたか。

○証人（石田義廣君） 記憶は定かではありますが、この事業につきましては毎年1月の末ぐらいから準備に入ってきたと考えられます。そういう中で、現地といろいろな連絡をとり合いながら、この事業を、やはり重要な事業だということで決定してきたということで、役場内については当然のことながら担当者を含めて、当時いろいろな協議をしたと思いますが、最終決定は私自身でしたと思います。

○委員長（瀧口義雄君） 質問の趣旨がちょっと。もう一度読み上げます。2月1日に本プログラムの実施を決定することは、役場内で誰と協議して決定しましたかという質問でございます。

○証人（石田義廣君） 記憶が定かでないのですが、担当課——産業観光課の職員と何回か話し合ったのではないかと考えております。

○委員長（瀧口義雄君） 業務委託の協議をしたということでよろしいんですね。

○証人（石田義廣君） この業務委託書に書いてございますように、合意について、2月1日に、この事業の合意について2月1日に契約したということでございまして、この決定は私がさせていただいたと思います。

○委員長（瀧口義雄君） 業務委託契約書を2月1日に締結することは、役場内で誰と協議して決定しましたか。

○証人（石田義廣君） 何度か申し上げておりますが、この事業についてのいろいろな協議はあったかと思いますが、このような形の業務委託契約については、私が最終的に決定したと。

○委員長（瀧口義雄君） 業務委託契約にかかわる行政手続は、通常どのように行われていますか。

○証人（石田義廣君） この2月1日当時は、口頭上の合意契約ということでございますので、これ以降といいますか、書類上についてはいろいろな面では……

○委員長（瀧口義雄君） もう一度読み上げます。業務委託契約に係る行政手続は、通常どのように行われていますか。

○証人（石田義廣君） 一般的には、書類上のことについては、やはりそのように書類提出をするということが一般的であると思いますが、口頭上ということで、書類的な作業はございませんでした。

○委員長（瀧口義雄君） 質問の趣旨をちょっと違って捉えているんですけども、通常の事務手続はどのようになさっているのですかという質問です。今回のことでありません。通常の行政手続はどのように行われているかということです。

○証人（石田義廣君） 一般的には、この事業に関する担当者から、まず、課内から、そして上司に向けての決裁の書類が上がるのが通常であります。

○委員長（瀧口義雄君） 業務委託契約について、職員にいつ指示を出しましたか、この以前、2月1日の契約のことです。

○証人（石田義廣君） 聞き取れなかったですね。

○委員長（瀧口義雄君） もう一度言います。業務委託契約について、職員にいつ指示を出しましたか。

○証人（石田義廣君） このことにつきましては、この契約日の何日か前もいろいろと事業を行いまして、この時点では非常に、各職員の方々がこの事業になかなか携わることが難しいという状況にございましたので、私のほうで契約は締結させていただきました。

○委員長（瀧口義雄君） 質問の趣旨は、職員にいつ指示を出したかということです。

○証人（石田義廣君） この契約について職員の指示は出しておりません。

○委員長（瀧口義雄君） 2月1日の契約がなぜ7月11日付になるのでしょうか。

○証人（石田義廣君） このことにつきましては、3月の議会における予算の削除がございました。その後において、6月の議会でこの会議——百条委員会の設置がされました。そういう中で、その後に私が弁護士さんにご相談して、そのような経緯であるならば——経緯ということとは2月から始まっているということであれば、やはり当然のことながら契約を結んだほうが良いということで、ご指導ともども契約を締結したということです。

○委員長（瀧口義雄君） 今の答弁だと、7月11日付で契約を結んだという話になりますけれども。

○証人（石田義廣君） 2月1日に合意をしているということで、口頭上の契約も一つの契約の形だということは申し上げました。2月1日に合意しておりますということで、ならば、現時点で結びましょうということになりました。

○委員長（瀧口義雄君） 職員、議会、関係団体にいつ公表したのですか、この契約を。

○証人（石田義廣君） 当然のことながら、メキシコにおける相手方、事業の実行責任者との協議はいたしておりますが、この契約について、具体的な相談とかは、職員についてはいたしておりません。

○委員長（瀧口義雄君） 質問の趣旨がちょっと違うんですね。いつ、公表したんですかと、職員、議会、関係団体にいつ公表したんですかということです。

○証人（石田義廣君） 公表という意味がいろいろとあるとは思いますが、具体的に何かに掲載したということはありません。

○委員長（瀧口義雄君） 何もないということによろしいんですか。公表の事実がないということによろしいんですか。どこかに公表——町が発表してりゃ、公表になるんですけれども、それは別として、どこか公表しましたか。

○証人（石田義廣君） 特に公表しておりません。

○委員長（瀧口義雄君） わかりました。

業務委託契約書の内容は、2月1日時点であることを証言してください。

○証人（石田義廣君） これはですね、書類で証明とかそういうことはできません。1月末あたりからこの事業は毎年スタートしておりまして、1月末から2月前後にこの事業を進めるかどうかという時期に入りますので、2月1日がちょうどそのときではなかったかなと、私は思っています、お互いに合意の上、2月1日としたわけであります。

○委員長（瀧口義雄君） 誰が合意なさったんですか。

○証人（石田義廣君） このNPO法人プレ・テキストの実行的責任者である、元大使館の書記官の方です。

○委員長（瀧口義雄君） 要するに、証明するものはないんですか。

○証人（石田義廣君） 両者の合意ということになります。

○委員長（瀧口義雄君） 両者の合意はわかっておりますけれども、法的な業務委託契約ということ、町長自らがしたということで、それを証明することはできないんですか。

○証人（石田義廣君） 先ほども申しあげましたけれども、弁護士さんのご指導によりこのような契約をいたしました。

○委員長（瀧口義雄君） いや、弁護士の指導とかそういうことを聞いておるのではなくて、証明してくださいという質問だけです。

○証人（石田義廣君） 合意により契約したということをございまして、書類——今委員長のおっしゃる証明というのはよくわかりませんが、合意をして契約したということをございます。

○委員長（瀧口義雄君） だから、その合意の証明をしてください。行政手続の話でございませうから。2月1日時点であることを証明していただきたい。再度、全文読み上げます。委託契約書の内容が2月1日時点であることを証明してください。知っているのは証人1人だけでございますので。

○証人（石田義廣君） 当然のことながら、相手方との合意により契約をしたわけをございまして、これをなかなか、証明するということはなかなか難しいことをございます。

○委員長（瀧口義雄君） 難しいというか、できないということをございましょうか。

○証人（石田義廣君） 先ほども申しあげましたけれども、1月末から2月に入りまして、何回かいろいろな連絡をとり合ひまして、合意をしたということで、それ以上のことはできません。

- 委員長（瀧口義雄君） 見積書を示してください。
- 証人（石田義廣君） この契約に事業費は特にかかっておりません。
- 委員長（瀧口義雄君） 契約は事業の委託でございます。事業費がないということですか。
- 証人（石田義廣君） そのとおりであります。
- 委員長（瀧口義雄君） それでは、2条はどうなるのでしょうか。
- 証人（石田義廣君） この契約自体にかかわっている事業費はないということで、また、このNPO法人に支払いに対する事業費はないという、私はそのように理解し、お答えしたわけでございます。
- 委員長（瀧口義雄君） 要するに、事業に係る費用はないということですね、それでよろしいんですか。
- 証人（石田義廣君） ここに記載しているとおりは、そのとおりでございます。この契約に携わる方々の契約行為に関する、このNPO法人にお支払いする事業費はございません。
- 委員長（瀧口義雄君） 業務委託契約書は正式な文書ですか。
- 証人（石田義廣君） 正式な文書でございます。
- 委員長（瀧口義雄君） 業務委託契約書に押されている印影は何ですか。
- 証人（石田義廣君） 御宿町長、私の職印と相手方のサインでございます。
- 委員長（瀧口義雄君） 押印は誰が行いましたか。
- 証人（石田義廣君） 私自身でございます。
- 委員長（瀧口義雄君） 契約金は幾らですか。
- 証人（石田義廣君） 先ほど申しあげましたように、この契約に関する契約金とおっしゃられましたと思いますけれども、ございません。
- 委員長（瀧口義雄君） 消費税の記載がないのはどうしたことですか。消費税です。
- 証人（石田義廣君） この契約書には消費税は入ってございません。そういうことで、この参加料に関する内容については、消費税を含むと私は考えております。
- 委員長（瀧口義雄君） 契約報償金の記載がないのは、どうした経緯ですか。
- 証人（石田義廣君） これはですね、先ほど申しあげましたけれども、弁護士さんのご指導をいただきまして作成したものでございますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。
- 委員長（瀧口義雄君） 弁護士のほうで記載しなくていいというお答えですか。
- 証人（石田義廣君） 具体的に、記載しなくていいという、そういう打ち合わせ——協議は

ありませんでした。お互いにこういう内容でいきましょうということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 業務委託契約書は、誰が作成しましたか。

○証人（石田義廣君） 前回のこの委員会で申し上げましたけれども、ごく、非常に簡単といえますか、素案は私のほうで作成しまして、それについて弁護士の皆様方からご指導いただいて作成したということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 条項についてはそうだという中で、実際にパソコンで誰が打ったんですかという質問です。要するに、この業務委託契約書の書類は誰がつくったんですか、内容ではなくて。

○証人（石田義廣君） 弁護士の方でございます。

○委員長（瀧口義雄君） 弁護士がこの書類を、要するに打ったということでよろしいんですね。

○証人（石田義廣君） 作成していただいたということであります。

○委員長（瀧口義雄君） そうしますと、弁護士の事務所のパソコンでつくったと、あるいは弁護士の関係のパソコンを使用したということでよろしいんですね。

○証人（石田義廣君） そのように理解しております。

○委員長（瀧口義雄君） メキシコへのこの業務委託書の書類の発送はどうしましたか。

○証人（石田義廣君） これは、メールのやりとりでこのような書類を作成いたしました。

○委員長（瀧口義雄君） 作成じゃなくて発送を聞いているんです。

○証人（石田義廣君） メールで、私のメールから相手方に送ってやりとりの中で作成いたしました。

○委員長（瀧口義雄君） いつですか。

○証人（石田義廣君） この7月11日という日付の中で、これ、何度かやりとりがありまして、修正とかありましたので、ちょっと明確な日付は今手元にはございません。

○委員長（瀧口義雄君） これで午前中の質疑は終わりにしたいと思います。1時30分まで休憩といたします。

(午前 11時59分)

○委員長（瀧口義雄君） 休憩前に続き審査を行います。

(午後 1時29分)

○委員長（瀧口義雄君） 先ほど、証人が読み上げました公金の定義ですが、どの法令に記載されておるのでしょうか。

○証人（石田義廣君） 公金の定義として読み上げたわけですが、ご案内のように、公金の定義についてはいろいろと言われております。どこの法令に根拠するとか、そういうことではございません。

○委員長（瀧口義雄君） 次に移ります。

業務委託の事務手続等についてお聞きします。

随意契約の場合、地方自治法施行令167条の2により随意契約できる場合、要件が示されておりますが、どの要件に合致するのですか。今回は随意契約というご答弁がございました。

○証人（石田義廣君） 地方自治法の施行令で第167条の2第1項第6号でということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） そのうちのどの要件に合致するのですかという質問でございます。

○証人（石田義廣君） 第6号は、競争入札に付することが不利と認められるときということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） それが随意契約の要件でございます。そういう中で、どこに合致するのかという質問です。それは随意契約をしてもいいという条項が第167条の2です。それでは、どの要件に合致するのかというのが私の質問でございます。

○証人（石田義廣君） この第167条の2の中に幾つかの項目がございます。例えば緊急を必要とするものとか、あるいは競争入札に付することが不利と認められるときとか、幾つかはございますが、その第6号に今申し上げた内容がございますので、これに適合する中でこの契約を結んだということですよ。

○委員長（瀧口義雄君） この第167条の2について、これは施行令ですから、私たちがどういふわけではないんですけども、どの要件に合致して随意契約にしたかと。随意契約ができるというのが第167条の2です。それで、どの要件に合致するのですかという質問です。

○証人（石田義廣君） ご案内のとおり、このNPO法人はメキシコにございまして、また、このようなことに関しまして競争入札に適合する条件下には余り適していないと。そういう中で、やはり今申し上げた内容で競争入札に付することが不利となるということで、契約を結んだということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） どの要件に合致するという答弁はございませんでした。

次に移ります。

施行令第167条の2の1項第2号によると、競争入札に適さない場合と、今言われたとおりです。こうした業務が行える団体は、日墨協会等を含めほかにもいろいろあると思われるんですが、何ゆえ当該特定非営利法人1者指名であるのか。

○証人（石田義廣君） かねてから申し上げておりますように、この責任的立場にある元メキシコ大使館書記官の方におかれましては、これまで4回にわたり当事業について携わってまいりました。そういう中で、やはりこの方が直接関係する、このNPO法人が最適であるという考えのもと、契約を締結したわけでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 8月7日、定款もないという中でどのように審査したかということですが。先ほど言われた、元書記官ですか、それはこの社員ではない、関係者だと。要するに法人と契約しているんです。法人と契約していても、それは社員ではないと。法人と契約したら法人が実効性を持つという話です。それはいいですけども、当該法人を1者指名にした理由は、元書記官はすばらしいかもしれないですけども、法人の全く役員でも社員でもない、お知り合いという形です。そういう中で、なぜ1者指名、これを適として、これとしたのかという、本契約にあたり具体的な事務手続、決裁過程はどのようになされたのですか。

それと、先ほどの答えもないです。1者指名にした、どういう理由ですか。根拠ですね。続けて言って申しわけなかったです。

○証人（石田義廣君） 重複いたしますが、先ほども申し上げましたけれども、NPO法人の代表者は元書記官の方の母親が代表者になっている、親族ということでございますが、そういう中で、この法人に雇われている、今回、この選考に携わった皆様方6名が雇われているということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 雇用関係を聞いているのではございません。本契約にあたり、具体的な事務手続、決定過程、信用度を含めどのように審査されたのかと。雇われている人とか、お手伝いとか、そういうことを聞いているのではなくて、契約した法人の業績、定款、設立等々、全く明示されておられません。定款がないという言い方をしましたので、決裁過程はどうなったのか。信用度を含めどのように審査されたのか。それで、2つ目の質問の は、協会を含めどのように審査したのか、全く答弁がございません。

○証人（石田義廣君） 何回も申し上げますけれども、信用度を含めということでございますが、この元書記官の方は過去4回にわたってこの事業に携わってすばらしい実績を残してこられた。成功裏にこの事業を進めてこられた方と認識しております。そういう中で、このNPO法人と契約をしたと。日墨協会につきましてはすばらしい団体でございますが、しかしながら、

この事業に関してはやはりこの法人が非常に深く関係し、精通しているということで決定したわけでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 精通している、深くかかわっているという、その法人の業務がありません。報告がございません。元書記官は法人の関係者でありますけれども、法人本体ではございません。答弁をどうぞ。

○証人（石田義廣君） 前回のこの委員会におきまして、定款と実績ということがございましたが、この期間の間で取り寄せておりますので、差し支えなければ提出させていただきたいと。

○委員長（瀧口義雄君） 後追いのものは受け付けません。必要ないです。契約した時点でなかったと、判断材料がなかったということで、それを今出されても、私たちが正式に請求した書類の中にないという形で、それを今出されても、後で、今答えられてもそれは困ります。契約した時点、2月1日に定款もなかったという中で、私が聞いているのは、信用度を含めどのように審査されたのか。その時点で、8月7日時点で定款ございませんというご答弁をいただいております。

再度申し上げます。本契約にあたり具体的な事務手続、決裁過程はどのようになされたんですか。

○証人（石田義廣君） 随意契約ということでございますので、先ほど申し上げておりますように、経験と信用の中でこの契約に及んだということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 質問の趣旨がよく見えていないようではございますけれども、随意契約はおっしゃったとおりですけれども、本契約にあたり具体的な事務手続、決裁過程はどのようになされたのかという質問です。

○証人（石田義廣君） 先ほども申し上げましたが、この契約の作成段階でいろいろご指導いただきながら作成いたしましたして、最終的には私がこのNPO法人の代表者と契約を結んだということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） それは書類でわかっておりますけれども、私の聞いているのは、本契約にあたり具体的な事務手続、決裁過程がどのようになされたのかを聞いております。

○証人（石田義廣君） この契約に関しまして、この4月、5月、6月、月日の流れの中で非常に、本来なら職員の皆さんはこの事業に携わることができるんですけども、なかなかそういう——この事業は予算が削除されているということの中で、もろもろの事業を遂行していくのが大変難しいと、困難であるという判断が流れました。そういう中で、職員の立場の皆さんにとってみれば、なかなか携わることは控えさせてもらいたいというような状況が私のほうに

伝わってきましたので、私は職務命令で職員にこの仕事をさせるというか、命令することは当然できますけれども、やはり今夏を迎えましてもろもろの仕事がある中で、無理に職員に仕事を、これを無理にさせることは控えますと、そういう中で私が最終的にこのような契約を結んだということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 今答弁がございましたけれども、この契約は2月1日でございます。予算も修正が可決される前の話でございます。3月31日までは職員はこの業務にかかわることはできませんでした。

以上。

次に、行政で捉えている事務について、御宿町の文書規程により起案され、御宿町事務決裁規程により内容の審査が行われるものと思っております。このたびの業務委託契約を締結するにあたり事務処理はどのように行われましたか。

○証人（石田義廣君） 先ほど申し上げましたけれども、この契約を実際的に文書上で結んだのは7月11日となっております。それまでは2月1日の口頭上の契約ということで、7月11日に改めて確認させていただき、この契約を結びました。そういう中で、6月、7月、非常に忙しい、職員も非常に忙しい中で、先ほど申し上げましたが、一般的には事務手続については担当者から決裁が上がって、上司に渡っていくということが一般的な形でございますが、そのような事務に携わることがいろいろな面でなかなか難しいと。難しいというのは、職員の皆さんに、この事業について予算がないんで、なかなか困難であり難しいという中で事務に携わることを控えるという状況がありましたので、私はそれについて無理にお願いをしなかったということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 2月1日の契約ということで、つくったのが7月11日というご答弁がございました。

次に、通常、委託業務等を締結する場合、当該事務に係る執行の決裁、随意契約による場合については、地方自治法施行令第167条の2で規程する根拠を示し、その妥当性について審査、決裁が行われるものと思っております。提出書類4の1の業務委託契約書は、随意契約中、事由の妥当性についてどのような審査事務処理がなされたのですか。

○証人（石田義廣君） これは何度も申し上げておりますけれども、最終的に私のほうで決裁、自身で決裁して契約を結んだと。

○委員長（瀧口義雄君） 要するに、審査事務処理がなされていないということによろしいんですか。

○証人（石田義廣君） 担当者といいましょうか、いろいろとこれの内容については、私の秘書役をやっていたいております職員の方との打ち合わせといえますか、いろいろ協議したことはございます。

○委員長（瀧口義雄君） 担当課としないで、秘書役と協議をしたと。それが審査事務処理にあたるんですか。

○証人（石田義廣君） 先ほども申し上げましたけれども、非常に、夏を迎えまして担当課——産業観光課については、そのような状況の中でいろいろな仕事に追われておりましたので、私はそういう中でこの事業の重要性を考えまして、今申し上げた内容で処理を行ったということです。

○委員長（瀧口義雄君） 次に、地方公共団体の契約行為については、債務負担行為である継続費の設定のない場合、地方自治法第208条（会計年度独立の原則）の規程により、年度外の契約はできないものと思われませんが、どのような手続がなされたんですか。

○証人（石田義廣君） 今おっしゃられましたことは、これまでの議論と関係がありますけれども、第210条の総計予算主義とか一般会計予算とかとの関連において発生いたしますから、先ほどから申し上げておりますように、この契約に関する2,650ドルの参加料の徴収、内容につきましては公金ではないという判断のもとにございます。

○委員長（瀧口義雄君） 私の聞いているのは、契約行為を聞いているわけで、お金のことでございます。どのような規程により、年度外の契約はできないものと思われまして、どのような手続がなされたのですか。

○証人（石田義廣君） この契約の内容からいきますと、年度以外ですね、具体的には2月ということになっておりますが、契約はできるとしております。

○委員長（瀧口義雄君） できる法的根拠を言ってください。

○証人（石田義廣君） 公金ではないということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 公金云々にかかわらず、これは業務委託契約、これを町の随契でやって、御宿町長、石田義廣の印が押されているということで、公金、公金ではなく、業務委託の話です。それがどうなされたのかという質問でございます。

○証人（石田義廣君） 何度も申し上げますけれども、この事業を執行するに当たりまして、全国からの学生募集ということで非常に長期間かかります。そういう中で、これまでも4回について1月末から2月に入り、そのような期間の間隔で事業を進めて……

○委員長（瀧口義雄君） 証人に言います。私の聞いているのは、どういう理由で随契で契約

なかったのかと、そういう中で、私が今述べた、どのような手続がなされたのかということでございます。

○証人（石田義廣君） どういう理由かと……

○委員長（瀧口義雄君） いえ、どのような手続がなされているのかという質問でございます。

○証人（石田義廣君） どのような手続がなされているかについては、何度もお答えしております。

○委員長（瀧口義雄君） ないということによろしいんですか。

○証人（石田義廣君） いろいろな条件の中で、状況下の中で、私が最終決裁をしたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 最終決裁ということは、手続がなされて最終決裁です、手続上で言えば。最終決裁というのは、手続が済んだということですか。起案書は、 がいると、こう判こがついて上がってきます。それがおありなんですか、起案書が。

○証人（石田義廣君） この件につきましては、先ほども申し上げましたけれども、担当課である産業観光課の職員とは協議はしておりません。しかしながら、近くにいる職員の方と打ち合わせ等をしたり、そういう意味での最終決裁ということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 起案書、決裁文がないということですか。

○証人（石田義廣君） はい、ございません。

○委員長（瀧口義雄君） 予算担保のない中で、どのような手続がなされたんですか。

○証人（石田義廣君） 事業について、前回は申し上げましたけれども、予算は3月の定例議会で削除されております。そういう中で、予算がございませんけれども、議会は事業自体を議決する、否決することはできません。これが執行権が議決権に縛られないところであります。

○委員長（瀧口義雄君） 証人、違います。質問に対して答えが違うという意味です。予算担保のない中でどのような手続をなされたのか。予算の修正は3月20日です。これは2月1日でございます。予算は修正されておられません。

○証人（石田義廣君） 2月1日の時点では、先ほど来申し上げておりますけれども、この4回にわたる、4年間にわたる事業については同時期に準備に入り、行っております。その結果、3月には予算が削除されましたけれども、これらの事業を進めるということはその時点で確定、私自身決定したわけでございますが、そういう中で、その後のいろいろな……

○委員長（瀧口義雄君） 証人、私の聞いているのは、予算が担保されないでどうして契約の手続ができたんですかと。契約が2月1日です。予算は削除されておられません。

○証人（石田義廣君） ご承知のように、確かに予算は、その時点ではございません。しかしながら、事業を進めるという意味はございました。そういう中で、この契約について進めたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 予算の担保のない中でどうして契約ができるんですか。業務委託契約です。

○証人（石田義廣君） 私は、このような事業が想定されますので、契約はできると思っております。

○委員長（瀧口義雄君） できる根拠を示してください。これは行政事務でございます。根拠法令を示してください。予算の担保がない中で、業務委託契約ができる法的根拠を示してください。

○証人（石田義廣君） これはですね、先ほどのと重複いたしますが、地方自治法施行令に基づいて、この業務委託契約を結んでおります。この契約事務自体では予算は必要としておりませんので、内容的には参加料に関する業務取り扱いの内容になっておりますので、私はそういうことで、この契約はできると考えております。

○委員長（瀧口義雄君） 次に移ります。

例年、参加費としてプログラム参加学生から1人1万8,000円を徴収することになっていました。募集当初は記載がありました。いつの間にか消去されております。消されております。8月7日の証人の答弁で、ホームページの記載の学生の登録料が欠落しております。また、3月7日に提案された平成30年度一般会計予算に記載があります。歳入、予算科目、諸収入、雑入18万円、参加費1万8,000円掛ける10人、18万円です。2月1日の業務委託契約にもこの参加費——登録費ですね、ございません。3月定例議会で削除された予算には、歳入として18万円が要求されています。どういう理由でなくなったのでしょうか。

○証人（石田義廣君） この登録料につきましては、広告掲載のときに明確にされておると思っております。そういう中で、登録料ですが、これはこれまで過去において記載はされておりますが、いろいろ確認をいたしました。何かを登録するための登録料ではないという認識に至りました。結局、諸経費の補充のような形をとっておったのかなと考えております。そういうことで、今まで登録料という記載がございましたので、本年度の当初の記載については、広告の記載については登録料ということに入っておったのではないかと思います。

○委員長（瀧口義雄君） 答弁が違うんですけれども。

○証人（石田義廣君） 答弁の違いがよくわかりません。

○委員長（瀧口義雄君） 質問の趣旨を食い違えているということです。もう一度申し上げます。参加費としてプログラム参加学生から1万8,000円徴収しておりました。また、当初にも記載がありました。この事業が終わるまでのホームページにも登録料として記載があります。また、3月の定例議会でも、先ほど述べたように、1万8,000円掛ける10人分が石田町長の名前で予算提案されております。それがなぜなくなったのですかと、どういう理由でなくなったのですか。町長はそういう形で予算要求しています。ところが、2月1日の契約事項にそれがない。それと3月7日の町長の答弁では消えておりました。それで聞いております。本人は町長という立場でこの予算要求のとき、2月13日、2月16日、議案の提出前の3月6日に町長査定の決裁を行って、この18万円を上程しております。それで2月1日の契約にはないと。業務委託契約には載っておりません。2月1日の業務委託契約に掲載されていないという中で、なぜ、町長査定を3回までやって、1万8,000円のせたと、そういう質問でございます。

○証人（石田義廣君） 登録料については、広告掲載でありましたように、登録料としてはございましたが、契約に入っていないということでございます。登録料も実際的には、昨年この学生の負担の中に入れてございました、含まれておりましたので、そういう意味では、ここには掲載しなかったということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 石田町長として、予算案に参加料として、雑入という形で提案されております。ないということではないんです。予算書に記載されておりました。登録料という形はとっておりません。参加料という形になっておりますけれども、ホームページには登録料になっておりますけれども、ホームページの責任者、石田義廣、御宿町長のホームページの責任者、議案の提出の責任者、同じ人でございます。それが18万円の雑入が記載されておりますけれども、同じ人が出したものであって、2月1日の契約条項から消えて、3月7日に提案してあります。

暑かったらお脱ぎください。

○証人（石田義廣君） この業務委託契約の中に登録料が掲載されていないということと理解しておりますが、これは、登録料については確かにこの中には掲載をされておりましたが、この2,650ドルの取り扱いについてはお任せするという、業務の取り扱いをお任せするという、これは契約でございまして、それは、記載すればよかったかもわかりませんが、記載はないというだけのこととございまして、内容的にはその2,650ドルの対応、取り扱いについてはお願いするということの契約でございます。

○委員長（瀧口義雄君） 記載がない中で、予算請求しているんですよ。予算上程しているん

ですよ、3回、ご本人が——ご本人って石田町長さんが3回決裁している。やっているんですよ。上程しているんですよ。だから聞いているんですよ。それと、相手に任せたとはいえますけれども、この掲載の責任者は石田町長でございます。もう一度申し上げます。任せたという話でございますけれども、財務規則第148条の規程により契約履行の監督義務、第149条の規程により検査すること、執行管理が明記されております。ホームページの掲載の責任者は、8月7日のときにご本人だと、石田町長さんだということは自身が答弁しています。

○証人（石田義廣君） なかなかいろいろありますけれども、この削除された予算の中には登録料は入っていないと思います。予算提案の中で、全体の予算の提案の中でされたという、今ご指摘かもわかりませんが、そういう中で、業務委託契約については、先ほど申し上げましたけれども、登録料という形で何かの登録をするための登録料ではないという経緯がございます。そういう中で、いわばその扱いといたしますか、そのことについては業務委託契約として、その中でこのNPO法人に采配をお任せするというところでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 再度申し上げます。ホームページの記載の責任者も、予算提案も石田町長さんでございます。そういう中で、参加料としてこの3年間記載されておりました18万円、収入、歳入、雑入にちゃんと毎年入っております。今回、ホームページのほうには記載されてあって、業務委託契約には記載されていないという中で、予算請求していると、18万円です、1人1万8,000円掛ける10人、決裁も終わっているという中で質問しているわけです。

○証人（石田義廣君） 私、先ほども申し上げたと思いますが、業務委託契約の中に登録料が記載されていないということであると思いますが、それは明記されていないことは確かでございますが、しかし、全体の内容、2,650ドルの内容については、この契約によって取り扱い業務をお願いするというので、単に記載がないということで私は理解しております。

○委員長（瀧口義雄君） 質問の趣旨は、全体の中に参加費が入っているのかと、登録費。毎年、石田町長さんが登録料と参加費という形で使い分けていても、それは同一人物でございます。参加料として予算にのっているから聞いているんですよ。2,650USドルという話は、私たちが見たのは書類を提出されたときとホームページの見たときでございます。予算の前には見ておりません。また、この契約自体も、今答弁でありましたように、住民も議会も知らないということでございます。知っているのは、御宿では石田町長さんご本人だけだという認識で私は聞いておるんです。

○証人（石田義廣君） 平成30年度の予算提案のときに、削除されました231万8,000円については、登録料が入っていないと思うんですね、この予算に、削除された予算に。削除された予

算というのは提案した予算でございますけれども、登録料が入っていないと思いますが、いかがですか。

○委員長（瀧口義雄君） 私に質問するんじゃないんですよ。私が質問しているんです。立場を間違えないでください。

それは、提案者がわからないという話じゃないでしょう。これは、今言われたのは、231万8,000円は支出でございます。今言っているのは歳入でございます。

○証人（石田義廣君） 登録料については、確かに歳入の、決算で払っていると思いますね、決算。当初予算の登録料に入っておりますか。

○委員長（瀧口義雄君） 私に質問する話ではないんですよ。

○証人（石田義廣君） 私の今までの考え方ですと、当初予算の歳入には登録料は入っていないと思いますけれども。

○委員長（瀧口義雄君） 質問ですか。

あなたが予算の提案者で、申し上げますけれども、歳入の30年度予算の歳入、雑入に入っております。収入でございます。支出と違います。

○証人（石田義廣君） 私の理解は、決算で雑入に入っておりますけれども、当初の予算で雑入に計上されていないと私判断しております。

○委員長（瀧口義雄君） それはあなたの判断で結構でございます。

次に移ります。

平成30年度一般会計予算の町長査定は2月13日、2月16日です。決裁日は3月6日で、議案提案は3月7日でございます。業務委託契約書には本プログラムの参加料は決定しているにもかかわらず、予算要求したのはなぜですか。

○証人（石田義廣君） 参加料については予算要求の中には入っておらないと思います、考え方としては。

○委員長（瀧口義雄君） 参加料というのは、いろいろとプログラムに入っているものを含めて参加料、先ほど申しましたのは、登録料と参加料は混同しないように登録料になったんじゃないかなと私は思っていますけれども、要するに2,650U S ドルの中に、本プログラムに資するお金が入っているという中で、業務委託契約書にありますから、なぜ、そういう形になったのか。予算要求したのかという質問です。先ほどは細かく登録、参加料と18万円を聞きましてけれども。

○証人（石田義廣君） 登録料の内容について重複して町の予算に要求しているという認識は

ございません。

○委員長（瀧口義雄君） 登録料に戻ったわけですか、参加料じゃなくて。今、登録料の話は決算で入っていて収入に入っていないというご答弁をいただいておりますから次に移ったんですけれども。

○証人（石田義廣君） 登録料については、今おっしゃられましたように、決算に入っております。当初の予算には雑入という形での登録料は、私は入っていないと理解しております。

○委員長（瀧口義雄君） 今の、今度は、本プログラムの参加料は決定しているにもかかわらず予算請求をしたのはなぜですかという質問です。もう一度読みましょうか。平成30年度の一般会計予算の町長査定は2月13日、2月16日、決裁日は3月6日です。3月定例の予算の提案が3月7日でございます。業務委託契約書にある本プログラム参加料が決定しているにもかかわらず、予算要求したのはなぜですか。

○証人（石田義廣君） この231万8,000円の中に登録料入っておりませんので、私の認識としては予算要求をしていないと考えています。

○委員長（瀧口義雄君） 登録料の話をしているのではないということなんですけれども、答弁がありませんので次に移ります。

平成30年2月1日に口頭で契約したものを7月5日に弁護士に相談して書面にしたとの答弁がありました。6月13日の6月定例議会での質問では、委託契約書のことなどなく、相手業者のことも触れておりません。抜粋ですけれども、読ませていただきます。町長答弁を読みます。

この事業——本プログラムですね、の協力ということでお願いしています。そういうことで、契約とかそういうものはいたしておりません。先ほど申しましたグループの皆さんに協力をお願いしたということでございます。内容にはボランティアの要素が強いということで、終わった段階で幾分か謝礼を渡していた。今お願いしているのは、任意のグループでございます。そして代表者が元一等書記官で、今まで経験も豊富ということで、人柄も素晴らしいということでお願いしております。委託をするという話ではありません。協力をお願いしている。委託というものは存在しておりません。現時点で、今配付させていただいた資料——これは日程表でございます。のほか、一切、私——これは石田町長さんです。のところにはございませんという答弁をいただいております。

元書記官の人柄を信頼して任せたと答えており、口頭で契約したということすら答弁しておりません。これは6月13日の定例議会の話です。これはどういうことなんでしょうか。

○証人（石田義廣君） 6月の定例議会には非常に、当問題に関して非常に長時間ありました

けれども、今お読みいただきました内容はそのとおりだと思いますが、別なところで、私は口頭上で合意しているということをおっしゃっています。後で見てください。そういうことで、この内容につきまして、この時、月日の経過とともに、中で、弁護士さんにご相談しましたら、2月から合意しているということをご指導いただきまして、このような契約をつくらせていただいたと。

○委員長（瀧口義雄君） もう一度読み上げます。

委託というものは存在しておりませんという答弁でございます。

次に移ります。

業務委託契約書に押されている印の種類は何ですか。業務委託契約書に押されている印鑑の種類は何でございましょうか。

○証人（石田義廣君） 町の町長の職印でございます。

○委員長（瀧口義雄君） 誰にも知らせず、無断で町長の公印を押して契約を締結していたんですか。

○証人（石田義廣君） 先ほど申し上げましたけれども、一般の決裁という形ではとっておりませんが、いろいろな形でこの数カ月の間、先ほど申し上げました、なかなか職員がこの事業につくことができない状況が生まれてきた中で、このような事務を進めたということでございます。そういうことで、この件につきましては私は職員の立場を思ってそのようにいたしました。ただ、いろいろな関係の方々、職場内においてもお話などはいたしてきましたけれども、全てを単独ということではないと私は認識しております。また、3月の定例議会で予算が削除……

○委員長（瀧口義雄君） 印鑑の話聞いておるんですよ。印鑑を使用して契約を締結しておりますから、町長独断で公印を使用して契約を締結したのですかという質問でございます。

○証人（石田義廣君） 書類上の決裁はしておりません。そういう中での契約の締結でございます。

○委員長（瀧口義雄君） 独断で判こを押したということですね。

じゃ、もう一度読み上げます。誰にも知らせずに、町長独断で公印を使用して契約を締結していたのですかという質問でございます。

○証人（石田義廣君） 先ほども申し上げましたけれども、印鑑を押すときにはやはり担当の秘書の方、私はたしか総務課長にも申し上げたと思っております。

○委員長（瀧口義雄君） 6月定例会の緊急質問で、メキシコ国内の学生募集選考の業務を行

っているのは6名のチームと回答しております。本委員会から請求し、議長に提出がありましたプログラム審査委員会メールにも募集選抜チームと記載されております。この法人、業務提携した当該法人とチームの関係を教えてください。

○証人（石田義廣君） 先ほど申し上げましたけれども、この6名の携わった皆さんはNPO法人で仕事をしている、雇われている形であります。

○委員長（瀧口義雄君） 契約書はございますか。

○証人（石田義廣君） 現在ございません。

○委員長（瀧口義雄君） 合格通知には、産業観光課の名が記載されています。どういうことでしょうか。

○証人（石田義廣君） これは先ほど申し上げましたけれども、状況としてなかなか産業観光課職員をこの仕事に携わることを控えさせていただきましたが、これ以降に、予算が削除されても担当課は産業観光課であるという認識に基づいております。

○委員長（瀧口義雄君） それは石田町長として了解したということですか。

○証人（石田義廣君） そのとおりです。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムの参加費用の集金は誰が行いましたか。

○証人（石田義廣君） 提出いたしました書類の、多分、とおりでございます。このNPO法人が行っております。

○委員長（瀧口義雄君） NPO法人の誰が集金を行ったんですか。

○証人（石田義廣君） このことにつきましては、具体的にNPO法人の口座に振り込まれるという形になっております。

○委員長（瀧口義雄君） 参加費用の集金の締め切り日はいつですか。

○証人（石田義廣君） 特に締め切り日ということは明確には聞いておりませんが、たしか5月1日に合格者が発表された中で、5月10日ぐらいまでに振り込んでくださいという通知が出されたのではないかと思います。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラム参加費用は振り込みという形が、今答弁がございましたけれども、それでよろしですか。

○証人（石田義廣君） そのとおりです。

○委員長（瀧口義雄君） USドルですか、ペソですか。

○証人（石田義廣君） ペソであると思います。ペソです。

○委員長（瀧口義雄君） 領収書は誰が発行したんですか。

○証人（石田義廣君） 提出しました書類にありますとおりであります。NPO法人が領収書を発行しております。

○委員長（瀧口義雄君） 航空チケットを買ったのは誰ですか。

○証人（石田義廣君） 予約等の業務に携わったのはミカドトラベルと伺っております。予約等の業務については、チケットの予約等についてはミカドトラベルが携わっていると。

○委員長（瀧口義雄君） 業務委託業者は、航空チケットを扱える業者ですか、その当該NPO。

○証人（石田義廣君） 航空チケットに関しての予約等はミカドトラベルでございまして、NPO法人ではないです。

○委員長（瀧口義雄君） 業務委託契約には航空券の手配と精算が入っております、2条に。

○証人（石田義廣君） 私の理解は、NPO法人がミカドトラベルに協力といいますか、費用も出ておりますけれども、この内容の取り扱いについてお願いして、ミカドトラベルがチケットを予約すると考えております。

○委員長（瀧口義雄君） 最後の質問をします。業務委託の業者は、航空チケットを扱える業者ですかという質問でございます。

○証人（石田義廣君） NPO法人自体は扱うことはできないと思います。

○委員長（瀧口義雄君） 現地での謝礼は支払っていますか。

○証人（石田義廣君） 先ほども申し上げましたけれども、この書類上、別添6の書類には謝礼とありますけれども、これは人件費でございますので、一般的な謝礼は支払っていないと思っております。

○委員長（瀧口義雄君） 今回は謝礼は支払っていないと。

○証人（石田義廣君） そのように理解しています。

○委員長（瀧口義雄君） それでは、領収書の発行はなかったということですね、謝礼の支払いがないということで、それでよろしいんですね。

○証人（石田義廣君） この6名の方々への人件費は、具体的に、お一人は何か事情があってお支払いしたということでございますが、それに関する領収書は添付されておりますが、ほかの方々にはまだされていないということで、このNPO法人にまだ、この人件費に関する現金はNPO法人が保有していると伺っております。

○委員長（瀧口義雄君） 千葉工業大学から支援の決定を町長はいつどうやってお聞きになりましたか。

○証人（石田義廣君） 3月20日の議会の予算削減の決定を受けまして、千葉工業大学理事長、瀬戸熊理事長さんが、たしか3月27日と4月2日に来町されました。いろいろなこととお話をしました。非常に重要な事業であると、ぜひ私もですね……

○委員長（瀧口義雄君） いや、私の聞いているのは、千葉工業大学の支援の決定を、町長はいつどうやってお聞きになりましたかということを知っているわけです。

○証人（石田義廣君） 最終的に3回目、5月11日に私は千葉工業大学を訪れて、こういう形でお願いますということで決定されたと自分で認識しております。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムの千葉工業大学の役割は何ですか。細かく教えていただければと思います。

○証人（石田義廣君） 予算の削除を受けまして、同じ程度の、削除された同額程度の予算の手当て、ご支援と、そしてマンパワー、人間的なご支援と、ほぼ全面的に近い形でのご支援をいただいたわけでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムを実施するために、千葉工業大学側に町長からどのような依頼をしたのですか。文書ですか、口約束ですか。

○証人（石田義廣君） 文書は出してございません。瀬戸熊理事長のお話にもございましたけれども、包括連携協定に基づいてご支援をお願いしたわけでありまして。

○委員長（瀧口義雄君） 金額を提示したのですか、事業費について。

○証人（石田義廣君） 今申し上げましたように、明確な、はっきりとした金額は提示しておりません。しかしながら、予算削減されましたので、同じ程度の内容についてよろしくお願いますと申し上げております。

○委員長（瀧口義雄君） 金額の明細は提示していないということでもよろしいですね。

○証人（石田義廣君） はい。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラム経費で、例年町が負担している費用として、千葉工業大学に積算内容をどのように説明したのか。ちょっとニュアンスが違いますね。

○証人（石田義廣君） ちょっと、今趣旨が少し……

○委員長（瀧口義雄君） もう一度読み上げます。千葉工業大学に費用の負担をお願いしたときに、積算内容をどのように説明しましたかという質問です。

○証人（石田義廣君） 基本的には、この予算書にございますような内容について、提案させていただきました予算書にございます内容についてよろしくお願いますということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 大学側から条件の提示が何かございましたか。

○証人（石田義廣君） 特にございません。

○委員長（瀧口義雄君） 千葉工業大学に町長は事業プログラム内容の詳細を説明したのですか。

○証人（石田義廣君） このスケジュールと申しますか、工程表については事務局段階で説明し、細かい説明はなかったと思います。

○委員長（瀧口義雄君） 千葉工業大学に、町長は役場の職員、公用車、予算が一切使用できないことを説明したのですか。

○証人（石田義廣君） 私の感覚といたしましては、先ほど申し上げましたけれども、公用車とガソリン代、通信費等全て使用できるという認識でございます。

○委員長（瀧口義雄君） そのできるという根拠をお示してください。

○証人（石田義廣君） 皆さんご承知のように、予算というのは費目主義であります。そして231万8,000円の何々費、何々費とございます。あの削除された予算の中に人件費とか通信費とか削除の対象に入っておりません。そういうことで、既定の予算で活用できると判断しました。

○委員長（瀧口義雄君） それはどこの法令に準じてそういう判断をなさったのでしょうか。予算執行にはいろいろありますけれども、町長としてどういう法令に基づいて、また御宿の条例でも結構であります。予算が削除された事業に、今言われた公用車、予算がなくても云々ということをしてできる条項を示していただければ。

○証人（石田義廣君） 予算は費目主義であるということ、一つに尽きます。

○委員長（瀧口義雄君） きこの千葉工業大学の理事長の証人尋問がございました。そういう中で、大学から配られた書面が1通ございます。読み上げますと、石田町長からは当初より予算は否決されたものの、事業は地方自治法上実施できるよし伺っていたので、今回の支援に踏み切りました。これは千葉工業大学、平成30年8月20日付の文書でございます。予算は否決されたものの事業でも、地方自治法上実施できるという説明はなされましたか。

○証人（石田義廣君） いたしました。

○委員長（瀧口義雄君） じゃ、これで10分間の休憩にいたします。

（午後 2時38分）

○委員長（瀧口義雄君） 休憩前に続き審査を行います。

（午後 2時50分）

○委員長（瀧口義雄君） 事業実施経費を負担している千葉工業大学関係者からの証言で、本プログラム事業費を町にかわり支払ったということですが、間違いありませんか。もう一度申し上げますか。千葉工業大学関係者からの証言で、本プログラム事業経費を町のかわりに支払ったということですが、間違いありませんか。

○証人（石田義廣君） 間違いありません。

○委員長（瀧口義雄君） どのような法的根拠で千葉工業大学に事業費を負担させたのですか。

○証人（石田義廣君） ご支援をいただいたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） ご支援はわかっております。どのような法的根拠で千葉工業大学に事業費を負担させたのですか。

○証人（石田義廣君） 先ほども申し上げましたけれども、包括連携協定に基づいてご支援をいただいたと。

○委員長（瀧口義雄君） 包括連携協定は協定でございます。私の聞いているのは、法的根拠でございます。

○証人（石田義廣君） 包括連携協定で充分であります。

○委員長（瀧口義雄君） 私の質問は、どのような法的根拠で民間の団体に事業費を負担させたのですかということですか。

○証人（石田義廣君） 特に法的根拠があつてこのようなことを実施したということではありません。現在ではそのように思っております。

○委員長（瀧口義雄君） 法的根拠はないということで。

事務局長、地方自治法第210条、第232条の5、第243条を読み上げてください。

○事務局長（吉野信次君） それでは、地方自治法の第210条を読ませていただきます。一般会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

第232条の5、普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければこれを行うことはできない。第2項、普通地方公共団体の支出は、政令に定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってこれを行うことができる。

第243条、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。

以上です。

○委員長（瀧口義雄君） ありがとうございます。

領収書の宛名は誰ですか。

○証人（石田義廣君） 関連をしますので申し上げますと、ご承知のように、このたびの件については町の予算は削除されておりまして、町の予算はございません。したがって、ご支援いただいた内容については町の予算ではございません。そういうことでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 今の質問は、領収書の宛名は誰ですかという質問でございます。

○証人（石田義廣君） 千葉工業大学であると思います。

○委員長（瀧口義雄君） 次に移ります。

メキシコで参加学生から約300万円が徴収され、飛行機チケット代を除けば約120万円の町に入るべきお金が使われています。例年、メキシコ大使館や外務省、メキシコなど関係者の支援を受けて17万円で募集選考を行ってきました。本来、町に一旦歳入しなければいけないお金が入ってきていないということについてどのようにお考えですか。

○証人（石田義廣君） この参加料につきましては、町に入るべき予算ではないと考えています。

○委員長（瀧口義雄君） 町が主催した事業で、2月1日に業務委託契約した事業です。第2条でお金を徴収しています。だから、町のお金ではないのでしょうか。

○証人（石田義廣君） 先ほどと関連いたしますが、この参加料は公金ではございません。

○委員長（瀧口義雄君） 公金ということで聞いているのではありません。町のお金という形で聞いております。

○証人（石田義廣君） このことにつきましては、町の予算ではなく、町のお金でもございません。

○委員長（瀧口義雄君） 次に移ります。

本プログラムの強行実施で、メキシコ大使館、外務省、千葉県に対して多大な迷惑をかけ、さらに町の名を傷つけ、今後の協力体制にひびを入れてしまったことという理解をしておりますか。

○証人（石田義廣君） この後援につきましては、過去4回行っておりまして、実績報告のときに継続意思を述べまして、引き続いて後援をお願いしますということでここまできております。その時点で継続の意思がございましたので、後援を見込んで報告、決裁をさせていただいたということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 私の質問は、今後の協力体制にひびを入れてしまったことは理解しておりますかという質問でございます。

○証人（石田義廣君） 結果的に協力をいただけなかったことについては、これは後ほど報告とともにおわびをしなければならぬと思っておりますが、この事業はすばらしい事業と認識しておりますので、今後そのように対応していきたいと思っております。

○委員長（瀧口義雄君） 行政事務を行わず、将来的に町の信用が失墜したことは理解しておりますか。

○証人（石田義廣君） 私はこの事業の重要性、貴重性からいきまして、それを越えるものではないと。確かにそういった後援をいただけなかったことは残念でございましたが、かといって、そのことについていろいろな疑問とかクレームなどは一切いただいておりません。

○委員長（瀧口義雄君） この業務委託契約書の存在も内容も、役場の職員、議会を初め誰一人として知らず、この契約締結を知っていたのは、今のご答弁を見る限り、町長ただ一人と答弁をいただいておりますが、役場職員が事務分掌による決裁もとらず、予算がないのに、業務委託契約を締結、独断でこういう押印してしまえば、どういう処置がとられるんですか。もう一度読み上げます。役場職員が事務分掌による決裁もとらず、予算がないのに業務委託契約締結、独断で公印の押印を行い、どういう処置がとられますか。

○証人（石田義廣君） 先ほど申し上げましたが、非常に担当課としては、産業課としては忙しい季節に入りましたので、ご相談しておりませんが、この契約書の内容、あるいは職印を押したときには総務課長に一言申し上げたことがあります。

○委員長（瀧口義雄君） 質問の趣旨に違う答弁が返っております。

次に移ります。

平成30年3月定例会議で、本プログラム予算が削除されたことはご理解しておりますか。

○証人（石田義廣君） 理解しております。

○委員長（瀧口義雄君） 平成29年度本プログラム予算はないと答弁をいただきましたが、ホームページ経費がないのはご理解しておりますか。もう一度読みましょか、大丈夫ですか。

○証人（石田義廣君） 町予算はございません。

○委員長（瀧口義雄君） ポスター制作費がないのは理解しておりますか。

○証人（石田義廣君） 町予算はございません。

○委員長（瀧口義雄君） 学生選考人件費がないのは理解していますか。

○証人（石田義廣君） 町予算にはございません。

- 委員長（瀧口義雄君） 業務委託契約費用がないのは理解しておりますか。
- 証人（石田義廣君） 委託費用は、先ほど申しあげましたけれども、費用を必要としておりません。
- 委員長（瀧口義雄君） 私の聞いているのは、業務委託契約費用がないというのは理解しておりますか。
- 証人（石田義廣君） はい、理解しております。
- 委員長（瀧口義雄君） 平成29年度中に本プログラムの募集を始めましたか。
- 証人（石田義廣君） はい、始めました。
- 委員長（瀧口義雄君） 議会には、本プログラムを行うべきではないとの意思表示をしたということはわかっておりますか。これは2018年の事業費の話です。
- 証人（石田義廣君） 2018プログラム事業について、今おっしゃられたご意見は何ったことはございます。
- 委員長（瀧口義雄君） その後の3月定例議会でも、職員がことごとくこの本プログラムを行うべきではないと述べていることはわかっていますか。
- 証人（石田義廣君） 大方、そのように感じたかと理解しておりますが、私はこの重要性において引き続き継続していかなければいけないと考えました。
- 委員長（瀧口義雄君） いえ、私は職員のことを聞いておるんです。その後の3月定例議会でも職員らがことごとく本プログラムを行うべきではないと述べていることはわかっていますか。証人本人のお考えでなくて、職員がという質問でございます。
- 証人（石田義廣君） はい、そのような意見があることはわかっております。
- 委員長（瀧口義雄君） それにもかかわらず、本プログラムを実施したことは間違いありませんね。
- 証人（石田義廣君） 間違いありません。
- 委員長（瀧口義雄君） 自らの行為が合法的であることを明らかにする必要があるということとはわかっていますか。
- 証人（石田義廣君） 当然のことでございます。
- 委員長（瀧口義雄君） 事務局長、第138条の2を朗読してください。
- 事務局長（吉野信次君） それでは、地方自治法第138条の2を読ませていただきます。

普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断

と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

以上です。

○委員長（瀧口義雄君） 議会の議決がない事務事業——本プログラムを、この法令で実施できる根拠を示してください。

○証人（石田義廣君） 議会は議決をいたしました。議決のない事業ではございません。議決をいたしました。結果的に否決ということでございます。予算削減ということではございますが、それがここに、第138条の2に私は書かれていると思います。そのようなことで、そのことは何かというと、議決権は執行権を縛ることはないという理解でございます。

○委員長（瀧口義雄君） 自らの行為の法的裏づけは何ですか。

○証人（石田義廣君） 何度か申し上げてございますが、否決をされたのは——実際的には予算削減ですが、事業が私は否決されたのではないと。予算が否決されたんだと理解しております。そういう中で、執行権に基づいて他の機関のご理解をいただき、ご支援をいただきながら事業を実行したということでございます。

以上で石田証人に対する尋問は終了いたしました。

証人におかれましては、長時間誠にありがとうございました。どうぞ、ご退席ください。ありがとうございました。

本日出頭を求めた証人に対する尋問及び議題は終了いたしました。

この際、何かご発言ございますか、委員の皆さん。

○委員（石井芳清君） 石井です。

細かい資料について、再度、質問をしたいと思いますので、今後、時間を……

○委員長（瀧口義雄君） 退席して結構ですから。ちょっと待ってください。退席してからにいたしましょう。退席して結構です。長時間ありがとうございました。

（証人退席）

○委員長（瀧口義雄君） ただいま、石井委員からご発言がございました。今後の日程も含めて、皆さんと相談しながら進めていかなければならないと思っておりますが、16日にこの委員会です承されました書類が9月3日付で届きます。それを精査して、それで、その後、委員の皆さんと協議しながら、今後の方針を委員会、協議会で決めていきたいと思っております。石田町長の質問もまだ途中でございます。これを含めて今後の日程については協議を重ねていきたいと思っております。

以上です。

◎閉会の宣告

○委員長（瀧口義雄君） それでは、本日の会議を閉じさせていただきます。

長時間ありがとうございました。

（午後 3時10分）

御宿町委員会条例第27条の規定により、記名、押印する。

平成30年9月20日

2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会

委員長 瀧 口 義 雄